

川崎市認知症の人と家族への一体的支援事業実施要綱

令和6年11月21日付6川健地推第1068号健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号に掲げる包括的支援事業のうち認知症総合支援事業の一環として、認知症の人とその家族が、よりよい関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人と家族がともに活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上、家族の介護負担軽減及び家族関係の再構築等を図ることを目的として、認知症の人と家族への一体的支援事業（以下「支援事業」という。）を実施することとし、実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 支援事業の対象者は、在宅生活をし、かつ、日常生活が一定程度自立している認知症の者及びその家族を基本とし、独居の者及び別居家族を対象とすることを妨げない。

(実施内容等)

第3条 支援事業は、次の各号に掲げる内容を基本として実施する。

- (1) 認知症の者を中心するプログラム
- (2) 認知症の者の家族を中心する相談支援及び情報提供
- (3) 認知症の者及びその家族を一つの単位としたプログラム

2 支援事業は、前項各号に定める内容について、1月当たり概ね1回、かつ、概ね6月の間、継続的に実施する。

3 支援事業について、前項に定める期間経過後、第1項各号に掲げるプログラムに参加した者の評価及び意思確認を行った上で、必要と認める期間、継続することができる。

(実施体制等)

第4条 支援事業は、次の各号に定める認知症疾患医療センター、関係機関及び関係団体等（以下「認知症疾患医療センター等」という。）との協働・連携により、区単位で実施する。

- (1) 川崎市立川崎病院 認知症疾患医療センター
- (2) 日本医科大学武蔵小杉病院 街ぐるみ認知症相談センター
- (3) 聖マリアンナ医科大学病院 認知症（老年精神疾患）治療研究センター
- (4) かわさき記念病院 認知症疾患医療センター

2 支援事業は、区地域みまもり支援センター地域支援課（以下「地域支援課」という。）及び前項に定める認知症疾患医療センター等に所属する者のうち、専門的な知識及び経験を有する者その他必要な者が運営する。

3 支援事業の事務局は、地域支援課が担うものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 前条各号に基づき、支援事業の実施及び運営を行う者は、正当な理由がなく、

第2条に規定する対象者の個人情報を含め、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報告)

第6条 地域支援課の長は、各月の支援事業終了後、区認知症の人と家族の一体的支援事業実施報告書(別記様式)により、翌月20日までに、健康福祉局長あて報告する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に当たり必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月21日から施行する。